

○ 業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより、確実な徴収を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

- 業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施
- 業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
- 業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営
- 業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組
- 業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方が、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報の充実に努めるとともに、個人の新規納税者には振替納税の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。

また、納付しやすい環境の整備という観点から、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付及び自宅や事務所等のパソコン等によって作成したQRコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能としております。今後も、納税者のニーズや最新の技術動向等を踏まえ、各納付手段がより利用しやすいUI/UXデザインとなるよう工夫するなど、更なる利便性の向上を図ります。

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組

(令和8事務年度目標)

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。

(目標の設定の根拠)

国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。

施策	業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
取組内容	<p>前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納期限が到来する国税について、納期限前に、はがきや集中電話催告センター室（用語集参照）を中心とした電話による納付指導で期限内納付を促すとともに、納期限までに納付がない納税者に対しては、督促状を発する前に、集中電話催告センター室を中心として電話による納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。</p>

定性的な測定指標	
[主要]	業1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組
(令和8事務年度目標)	滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状を発する前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。
(目標の設定の根拠)	前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、納期限までに納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。
○参考指標1	「国税の滞納発生割合」

施策	業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営
取組内容	<p>大量かつ反復して発生する滞納国税を的確に徴収し、適正・公平な徴収を実現するためには、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保しつつ、的確な進行管理を行い、限られた人的資源等を有効に活用して効果的・効率的な徴収事務運営を推進していく必要があります。</p> <p>このため、滞納の未然防止については、集中電話催告センター室を中心として、期限内納付の呼び掛けや督促状を発する前の電話等での納付指導等を効果的・効率的に実施しています。</p> <p>また、新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室において、徴収システム（用語集参照）を活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施し、実地での納付相談や滞納処分が必要な事案については、国税局及び税務署において、徴収システムを活用して個々の事案を的確に管理しています。</p> <p>このように、担当部署における役割分担を明確化しながら、滞納整理事務量を確保し、効果的・効率的な徴収事務運営を推進します。</p>

定量的な測定指標						
[主要]	事務年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合	目標値	80	80	80	80	80
(単位：%)	実績値	80.8	82.1	83.6	N.A.	
<p>(出所) 徴収部徴収課調 (注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。 (注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。 (注3) 令和7事務年度の実績値は、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和7事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>						

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施
	(令和8事務年度目標) 集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。
	(目標の設定の根拠) 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極めを行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標1「集中電話催告センター室の滞納整理状況」

施策	業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組
取組内容	<p>国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、厳正・的確な滞納処分の執行、消費税事案の確実な処理などにより、滞納の整理促進を図ります。</p> <p>なお、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、法令の要件に該当する場合には、納税の猶予等の納税緩和制度を適用するなど、滞納者個々の実情に即して、法令等に基づき適切に対応します。</p> <p>1. 納税緩和制度の適切な適用</p> <p>納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の実情を的確に把握した上で、要件に該当する場合には納税緩和制度を適切に適用します。</p> <p>納税緩和制度を適用した事案については、適時・適切に履行状況の確認を行い、納税者の状況を十分に把握して、必要に応じ、猶予期間の延長等を行うなど適切に対応します。一方、やむを得ない理由がなく納付期限までに納付しない場合等には、猶予を取り消し、財産の差押えを行うなど、厳正に対応します。</p> <p>2. 厳正・的確な滞納整理の実施</p> <p>大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着実に整理促進を図ります。</p> <p>滞納整理に当たっては、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営等により組織的に対応するほか、詐害行為取消訴訟（用語集参照）等の原告訴訟（用語集参照）の提起など、法的手段を積極的に活用します。さらに、財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、滞納処分免脱罪（用語集参照）による告発を行うなど厳正に対処しています。</p> <p>また、国際的な徴収回避行為に対しては、CRS情報を含めた資料情報や租税条約に基づく情報提供要請などを活用して国外財産の把握に努め、条約上の要件を満たした場合には確実に徴収共助（用語集参照）を要請することなどにより、適切に対応します。</p> <p>3. 消費税事案への取組</p> <p>消費税を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に向けて取り組みます。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組
	(令和8事務年度目標) 滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。

<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。</p>	
<p>○参考指標 1 「租税滞納の状況」</p> <p>○参考指標 2 「滞納人員」</p> <p>○参考指標 3 「納税の猶予及び換価の猶予の処理件数」</p> <p>○参考指標 4 「差押件数」</p> <p>○参考指標 5 「公売公告物件数」</p> <p>○参考指標 6 「原告訴訟事件の処理件数」</p> <p>○参考指標 7 「滞納処分免脱罪の告発件数」</p> <p>○参考指標 8 「徴収共助の要請件数」</p>	

施策	業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収
-----------	--------------------------------

取組内容	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携しつつ、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。
-------------	--

定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	
(令和8事務年度目標)	
厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。	
(目標の設定の根拠)	
厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。	

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。
-------------	-------------------------------

業績目標に係る予算額	令和5年度	6年度	7年度	8年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の業績目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施予定時期	令和9年10月
--------------	----------------	-------------------	---------